

京都府立福知山高等学校PTA 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は京都府立福知山高等学校PTAという。

(事務局)

第2条 本会の事務局を前記校内におく。

(目的)

第3条 本会は家庭と学校とが一体となり、地域社会と連携して、教育の振興と生徒の健全な育成を目指すと共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達するために、必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は本校(附属中学校を含む)に在籍する生徒の保護者及び職員とする。

第2章 機関

(顧問)

第6条 本会は校長、副校長、事務長を顧問とする。顧問は各種会議に出席して意見を述べることができる。

(役員)

第7条 本会は役員として下記本部役員と監査をおく。

① 本部役員 11名

会 長 1名

副会長 2名

会 計 1名

部 長 5名

書 記 2名

② 監 査 2名

第8条 役員の任務は下記のとおりとする。

① 本部役員

ア 会 長 本会の代表者で会務を統轄し、総会及び各委員会を招集し、総会の議決事項を執行する。

イ 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を代行する。

ウ 会 計 本会の会計事務を執り、総会において決算報告を行う。会員の請求があれば随時会計帳簿を閲覧に供する。

エ 部 長 専門部に所属しその責任者として部活動を総括する。

オ 書 記 本会の議事を記録整理し、各種の通知を発する等の庶務を行う。

上記本部役員は本会の運営にあたる。

- ② 監 査 その年度の会計を監査し、その結果を報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1期（1期間は会計年度と一致する）とし兼任を認めない。補欠による役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第10条 役員の選挙は別に定める細則による。

(総会)

第11条 総会は役員の承認、予算、決算、会費、事業、会計、その他重要事項の審議決定をなす最高機関である。

- ① 総会は年1回以上開き、その定員数は会員の4分の1以上とする。

議決は過半数の賛成を要し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

- ② 総会の議長は役員外よりその都度選定する。

- ③ 総会を開くときは5日前に議案を会員に通知しなければならない。

- ④ 企画委員会が必要と認めたとき又は会員の10分の1以上の請求があったときは臨時総会を開くことができる。この場合は3日前までに議案を会員に通知しなければならない。

(委員会)

第12条 本会は第4条の事業を遂行するために委員会を置く。委員会に関する規定は別に定める。

第3章 会計

第13条 本会の経費は会費その他の収入による。会員は総会において決定された金額を会費として2期に分け納入する。

但し各年度の第1期分は前年度に準じて納入する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 規約改正

第15条 本会の規約は総会出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第5章 付則

役員任期満了後、新役員決定までは旧役員において会を運営する。

本規約は昭和27年4月30日より実施する。

本規約は昭和43年12月7日より改正実施する。

本規約は昭和61年4月1日より改正実施する。

本規約は昭和62年6月12日より改正実施する。

本規約は平成10年11月13日より改正実施する。

本規約は平成27年5月9日より改正実施する。

本規約は平成29年4月1日より改正実施する。

京都府立福知山高等学校PTA 役員選挙細則

- 第1条 この細則は京都府立福知山高等学校PTA規約第10条による。
- 第2条 本会役員は立候補並びに役員候補者推薦委員会に於て推薦した各候補について選挙投票または信任投票により決定するが、選挙投票の場合は各有効投票の得票数により、信任投票の場合は有効投票の過半数以上の得票による。
- 第3条 役員候補者推薦委員会は学級委員から選出された者、並びに本部役員から選出された者をもって組織する。
- 第4条 役員候補者推薦委員会は選挙管理委員5名（高校から3名、中学校から1名、学校側1名）を選出する。
- 第5条 選挙管理委員会は選挙告示をしなければならない。
- 第6条 立候補する者は告示で指定した日までに選挙管理委員会に届出るものとする。
- 第7条 書記2名は学校側より選出する。また、部長5名は学級委員より会長が委嘱する。
- 第8条 学級委員にして新年度役員候補者となった時は選挙管理委員の資格を失う。
- 第9条 この細則の改正は現規約改正の規定に準ずる。

（附則）

- この細則は現規約と同時に効力を発生する。
- この細則は昭和43年12月7日より改正実施する。
- この細則は昭和61年4月1日より改正実施する。
- この細則は昭和62年4月12日より改正実施する。
- この細則は平成10年11月13日より改正実施する。
- この細則は平成18年10月1日より改正実施する。
- この細則は平成22年5月8日より改正実施する。
- この細則は平成27年5月9日より改正実施する。
- この細則は平成29年4月1日より改正実施する。

京都府立福知山高等学校PTA 委員会細則

- 第1条 本細則は京都府立福知山高等学校PTA規約第12条による。
- 第2条 本会は常設の委員会として、企画委員会、学級委員会をおく。
- 第3条 企画委員会は本部役員と学級委員によって組織される各専門部の副部長で構成し、本会の目的を達成するため、それぞれの計画を立案する。
- 第4条 学級委員会は役員、学級委員をもって構成する。本委員会はその目的を果たすため下記の5つの専門部会に分かれ、それぞれの事業を行う。また、緊急の場合は総会につぐ代決機関となる。

- ①庶務部 ②保健体育部
- ③福利厚生部 ④生活指導部
- ⑤進路部

第5条 学級委員会は各学級毎に選出された学級委員（3名）をもって構成し、本会の事業を推進する。

第6条 この細則の改正は現規約改正の規定に準ずる。

（附則）

この細則は現規約と同時に効力を発生する。

この細則は昭和43年12月より改正実施する。

この細則は昭和61年4月1日より改正実施する。

この細則は昭和62年6月12日より改正実施する。

この細則は平成10年11月13日より改正実施する。

この細則は平成27年5月9日より改正実施する。

この細則は平成29年4月1日より改正実施する。

京都府立福知山高等学校 教育後援会規約

第1条 本会は京都府立福知山高等学校教育後援会と称する。

第2条 本会の事務局は、京都府立福知山高等学校内におく。

第3条 本会は京都府立福知山高等学校（附属中学校を含む）の教育活動を後援し、その向上と発展と生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 本会の会員は、上記第3条の主旨目的を理解し、賛同する福知山高等学校PTA会員をもって充てる。

第5条 本会の役員は、京都府立福知山高等学校PTA規約に定める役員がこれに当たる。

第6条 総会の開催及び運営については、京都府立福知山高等学校PTA規約に定める総会に関する規定（第11条第4項を除く）を準用する。

第7条 会員は、その子が京都府立福知山高等学校に入学したとき（附属中学にあっては中学校に入学した時）に5,000円を納入するものとし、別に年間10,500円を会費として2回に分納する。

第8条 本会規約の改正については、京都府立福知山高等学校PTA規約改正の規定を準用する。

（附則）

本規約は昭和51年6月17日より実施する。

体育後援会は発展的解消する。

本規約は昭和54年4月1日より施行する。

昭和63年 6 月14日改正

平成 6 年 6 月 7 日改正

平成14年 5 月31日改正

平成20年11月26日改正

平成27年 5 月 9 日改正

京都府立福知山高等学校 学校支援基金規約

第1条 本基金は、京都府立福知山高等学校学校支援基金と称する。

第2条 本基金は、PTA活動及び教育後援会の通常の会計では経理できない次のものについて援助する。

- (1) 学校の記念式及び竣工式等が行われ、PTAとしてその事業に参加する場合
- (2) 部活動等で全国大会等に出場し、通常の会計では支払いができない場合
- (3) その他、不測緊急の事態に際してPTA会長・副会長・会計・監査の本部4役で必要と認めた場合

第3条 本基金の財源は、PTA活動に関わる収益金を充てる。

第4条 本基金の支出は、PTA会長・副会長・会計・監査の本部4役の承認による。

第5条 本基金の会計報告は、PTA総会で行う。

第6条 本基金規約の改正については、京都府立福知山高等学校学校PTA規約改正の規定を準用する。

(附則)

本規約は、平成22年 5 月 8日より施行する。

旅 費 内 規

- 1 役員等が本会を代表して、本校以外を会場として行われる中丹、両丹、京都府、近畿、全国規模で行われる総会、研究大会、研修会、会議等に出席・参加する場合には旅費を支払う。
- 2 役員及び企画委員等が本会の事業を行うため事前協議依頼等のため福知山市街地外の地に出向く際には旅費を支払う。
- 3 旅費は交通実費（運賃、特急料、急行料）、昼食代、宿泊料とする。
昼食代については、午前・午後に引き続く場合に支払い、その額は1日につき1,100円とする。
宿泊料は、主催者が準備する宿舍の料金を上回らない額とする。
- 4 役員、企画委員、学級委員等が、本部役員会、企画委員会、学級委員会、専門部会等

に出席する旅費については、当分の間支払わない。

- 5 旅費は、会計予算のうち本部費で執行するものとする。
- 6 この内規は、平成9年5月1日より施行する。

(附則)

この内規は、平成11年4月1日から改正施行する。

この内規は、平成29年4月1日から改正施行する。

慶 弔 内 規

京都府立福知山高等学校PTA

- 1 会員及びその家族の逝去に際して香資を供え弔意を表す。
- 2 慶弔に必要な経費は、本会会計予算のうち本部費で執行する。
- 3 香資は次のとおりとする。
 会員（教職員含む）、子供（本校生徒に限る）
 香 資 5,000円
- 4 その他については、その都度協議する。
- 5 この内規は、平成8年度より実施する。

(附則) この内規は、平成15年4月1日から改正施行する。

(平成29年度以降)

*は学校職員

